

## 不正軽油に係る全ての人が罰則の対象となります！

不正軽油の製造、販売、使用はもちろんですが、不正軽油に使用されることを知りながら原材料等を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども、重い罰則が適用されます。

### 軽油引取税を脱税すると

10年以下の懲役  
1000万円以下の罰金  
(脱税額が1000万円を超える場合には脱税額相当の罰金が科されます。)

### 知事による製造の承認を受けずに不正軽油を製造すると

10年以下の懲役  
1000万円以下の罰金（さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。)

### 不正軽油の製造に使われることを知って原材料（重油など）・薬品・資金・土地・建物・車両・機械などを提供・運搬すると

7年以下の懲役  
700万円以下の罰金（さらに法人には2億円以下の罰金)

### 不正軽油と知って運搬・保管、購入・販売すると

3年以下の懲役  
300万円以下の罰金（さらに法人には1億円以下の罰金)

### 帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると ↓

1年以下の懲役  
50万円以下の罰金

県では、これらの罰則を厳格に適用し、不正軽油の撲滅を目指します！